



CSW63
Commission on
the Status of Women

Social Protection • Public Services • Infrastructure





11-22
March
2019



第63回国連女性の地位委員会 (CSW63) 報告

JAWW報告会 2019年5月21日


田中 由美子
城西国際大学招聘教授
国連女性の地位委員会(CSW)日本代表

1

2

国連女性の地位委員会

(Commission on the Status of Women: CSW)



- 国連経済社会理事会 (ECOSOC) の機能委員会の一つ
- ECOSOC 決議 11 (II) において設置 (E/RES/11(II) of 21 June 1946)
- 政治、経済、社会、市民、教育分野における女性の権利を促進するための提言と報告をまとめることが目的 (ECOSOCに提出)。
- 国連加盟国、国連機関、ECOSOC協議資格のあるNGO等が参加。
- 優先テーマについて討議した結果は、合意結論 (Agreed Conclusions) にまとめられる。(採択できないこともある)
- 年次総会は、通常、3月半ばから10日間、NYの国連本部で開催 (1980年代は、DAWがあったウィーンで開催)
- UN Womenが会議の事務局を務める (2010年以降)
- CSW64 = Beijing+25 (2020)

2

第63回女性の地委員会 (CSW63)



- 会期： 2019年3月11日～22日
- 場所： 国連本部（ニューヨーク）
- 参加者：政府代表団（約2,000名）（閣僚級は86名）。
国連機関、ECOSOC-NGOs等。
- 市民団体： 約5,000名（日本の市民団体約60名）
- 日本代表団： 首席代表、日本代表、外務省、内閣府、
文科省 (NWE)、厚労省、JICA、NGO、
ユース代表等。

3

本会議

I 開会式

II 一般討論（各国・機関のステートメント）

III 優先テーマ「ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントのための社会保護、公共サービスならびに持続可能なインフラへのアクセス」に関する閣僚級会合/ 専門家会合

- 1) 閣僚級セグメントA: 無償ケア及び家事労働の認識と評価を含む、社会保護、公共サービスと持続可能なインフラストラクチャーの提供における優良事例
- 2) 閣僚級セグメントB: 様々なセクター内の全てのレベルにおける女性の参画促進を含む社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラストラクチャーの策定、構築及び実施のための優良事例と優良政策
- 3) ハイレベル・インタラクティブ・ダイアログ: 北京宣言と行動綱領の実施: 北京準備のための準備+25審査と査定
- 4) インタラクティブ専門家パネル: 相乗効果の活用と資金調達確保

IV レビューテーマ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性

- 1) インタラクティブ・ダイアログ: 女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性
- 2) インタラクティブ・ダイアログ: アフリカ系の女性と女兒

V 合意結論の採択に向けた協議

VI 閉会式

4

CSW63 議長団(ビューローメンバー)

- 議長:

H.E. Ms. Geraldine Byrne Nason (ジェラルディン・バイン・ネイソン) (アイルランド): 西欧その他グループ

- 副議長:

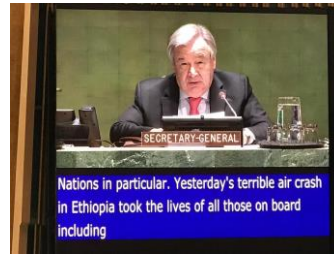
- ◆ **Ms. Koki Muli Grignon** (コキ・ムリ・グリグノン)(ケニア): アフリカグループ (合意結論のファシリテーター)
- ◆ **Mr. Mauricio Carabali Baquero** (マウリシオ・カラバリ・バケロ)(コロンビア): 中南米カリブグループ
- ◆ **Ms. Rena Tasuja**(レナ・タスジャ)(エストニア): 東欧グループ
- ◆ **Mr. Mohammed S. Marzooq** (モハメッド・マルズーク)(イラク): アジア太平洋グループ

5

I. 開会式



ネイソン議長



グテーレス国連事務総長



ヌカ UN Women事務局長



市民社会代表(南スーダン)

6

開会式のメッセージ

- CSW63議長: パリテ達成にあと100年。政治的決意と決断が必要。
- 国連事務総長: 女性の権利に対する世界的抵抗がある。声を上げた女性に対するハラスメントに対抗しないとイケない。
- ECOSOC 議長: SDGs達成に向けた努力を。
- 第73回GA議長: 昨年国連は、初めてセクシュアルハラスメントに対する決議を採択。300万人のFGMのリスク。
- 安保理議長: 2020年は1325決議10周年。政治と平和交渉における女性の参加促進。紛争下の女性への暴力。フランスはフェミニスト外交を展開。
- UN Women事務局長: 2020年はUNWomen10周年、北京行動綱領25周年、1325決議20周年、2030年に向けた最後の10年。
- 市民社会代表: 車イスのパキスタンの芸術家「障害への対応はFavorではなく権利」。南スーダン「学校にトイレを」、「若者のための保健サービスを」
- CEDAW: 今年はCEDAW採択40周年。189か国が署名。
- VAW国連特別報告者: 女性に対する暴力に関する教育が必要。ジェンダーや女性に対するバックラッシュが起きている。EUのイスタンブール条約。

7

II. 一般討論

優先テーマに関する実施状況について、各国の政府代表や地域連合体の代表が報告



8

一般討論

多くの国・組織のステートメントにおいて、以下のような内容が強調された：

- ① Gender Equality推進に向けた意識改革、制度改革
 - ② 社会保障制度や教育機会均等などの社会インフラの重要性
 - ③ CSWなどを通じ、国際社会が一体となって取り組むことの重要性
- ・ 欧州連合(ルーマニア)：EUは権利に基づく社会保護政策を実施。
 - ・ LGBTI Core Group： ノルウェー代表によるステートメント。LGBTIの人々が社会保護政策からの除外されていることを問題視。日本も加盟。
 - ・ コロンビア： 女性副大統領。女性管理職やリーダーシップの登用。
 - ・ オランダ： 女性初の首相。女性移民、独身女性、レズビアンなどダイバーシティの視点に立った社会保障制度。
 - ・ スイス： 女性の年金受給額は男性より37%低く、給与格差は18%。
 - ・ ニュージーランド： 有給育児休暇を18ヶ月に延長。
 - ・ スウェーデン： フェミニスト国家。SRHR、安全で合法的な人工妊娠中絶の権利、包括的な性教育の推進。

9

一般討論 日本のステートメント 3月13日



- G20サミット, TICAD7, SDGs首脳級会合に向けて、次世代・女性のエンパワーメントを柱の1つとして掲げたSDGsアクションプラン2019
- 保育・介護受け皿の拡大, 教育の負担軽減, ひとり親家庭の支援, 非正規雇用労働者の待遇改善。
- 無償労働の貨幣評価, 男性の家事労働や育児への参画。
- 女性に対するあらゆる暴力の根絶: ワンストップ支援センター, 職場のセクシュアルハラスメント防止対策の強化。
- 国際協力: 安全で快適な公共交通機関(デリーメトロ、パキスタンのバス)、災害復興支援(ネパール女性石工)、国民皆保険(UHC)。
- WAW/W20
- 国内外においてジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント

10

- デンマーク： 途上国の女性の生理(月経)・衛生への支援の重要性。
- レバノン： 「レイプをしても、加害者が被害者と婚姻関係を結ぶことで、加害事案は家庭内案件として扱われるため、加害者は無罪となる」旨を規定していた法律を2017年に撤廃。
- ボツワナ： 障がい者女性や貧困層に対する包摂的な社会保障の重要性。
- イタリア： 雇用主に対して、女性の雇用に関する目標を設定するよう促しているが、現時点では、約20%程度の雇用主しか目標設定をしていない。
- インドネシア： 国民皆保険を実現。低所得者については保険料を政府が全額負担。貧富の格差によらない、子ども向けの保健プログラムを実施。
- キューバ： 地方議会の48%を女性が占めている。高等教育においては、数学等の理系科目を選択する女子学生が増加。
- コスタリカ： LGBTIを含むあらゆる分野で効果的平等政策を実施。国の女性局を省に格上げし、VAWも管轄。
- ハンガリー： 家族政策の予算は過去8年で2倍、有給育児休暇の導入、家族に対する税金控除、2人以上の子供がいる場合の学生ローンの免除、保育施設は過去9年で50%増。DVの24時間ホットラインの設置など。
- アメリカ： 女性グローバル開発発展イニシアティブ(途上国の女性企業支援)。

11

- ベルギー： セクシャル・リプロダクティブ・ライツについては、合法で安全な中絶を認める等、健康に関する自由な意思決定、権利を保障
- ノルウェー： ジェンダー平等は単なる政策オプションではなく、人権そのものに関することであり、投資である。女性と女兒が自分の未来と健康のために選択する権利の推進にコミット。
- ケニア： 国民皆健康保険、妊産期における医療無償化、農村地域へのクリーンエネルギー、石油の供給。
- バハマ： 国家計画のジェンダー主流化、公共サービスへのアクセス向上、ICTを活用した機会創出、災害後の住宅供給、放課後のチャイルドケアシステム。
- コートジボアール： 病気保険(CMU)はパイロット段階、112,000人の学生に提供、2019年7月までに全国民を対象に拡大。
- ブラジル： 新内閣の下、新しい社会保障体制の構築、とりわけ先住民女性、障がいを持つ女性、高齢の女性、若年女性を可視化し支援。
- チュニジア： 貧困とテロに対するレジリエンスの強化、GBVサバイバー支援、児童虐待などへの対応の強化。
- タンザニア： 生理用ナプキンの税金控除。女性企業家へのソフトローン、遠隔地の女性に対するインフラ整備の推進など。
- ナウル： 気候変動の脅威への対策、レジリエントなインフラの整備等。

12

Ⅲ. 優先テーマに関する討議

【閣僚級セグメント A】

「無償ケア及び家事労働の認識を含む、社会保護、公共サービスと持続可能なインフラストラクチャーの提供における優良事例」

「男女共同参画」の捉え方や、その振興方策に係る優良事例について39カ国が発表。内容は、主に以下の2種類。

- ①国民皆保険や皆年金等の社会保障制度の充実、性別に拠らない初等中等教育機会の確保など、**基礎的な機会均等を図る優良事例**。
- ②男女双方に対する育児休業の制度化、育児により離職した女性に対する再教育(リカレント教育)等、「男女共同参画」を一層促進するために**追加的に取り組むべき施策に関する優良事例**。

13

①基礎的な機会均等を図る優良事例

- スイス： 主婦の年金システムについて紹介。給与所得のある仕事に就いたことがなくても、基礎年金により最低限の給付を保証。
- スーダン： 5歳までの医療費が無料。退職者に対する社会保障の再構築など。
- コスタリカ： 2017年に、国民皆保険を含めた社会保障全般に関する法律を整備。男女ともに保険に加入できる。女性の労働市場へのより積極的な参加を奨励。
- ドミニカ共和国： 女性の家事労働の負担が大きい。女性の42%しか公的保護を受けていない。基礎教育の拡充。

14

②追加的に取り組むべき施策に関する優良事例

- ロシア：産休(育休期間を含む)は最大で3年間取得可能。3年のうち1年半は、休暇取得前の40%にあたる額を給付。年金の受給開始年齢を男女問わず5歳引き上げ。他方で、子を持つ母親には、給付開始年齢を引き下げ。
- アメリカ：家族休暇(有給)取得の推進。家族休暇を設けている雇用主の税額控除を実施。
- ハンガリー：子育てで離職し、労働市場に復帰しようとする女性に対し再教育の環境を整える。一時的な育児休業の推奨、男性の一時的育児休業の活用の奨励。企業に国が助成。
- トルコ：子育てをしながらフルタイムで働き続けることにハードルが高いので、一定の補助金を伴う育児休業制度を計画。

15

III. 優先テーマに関する討議

【閣僚級セグメント B】

様々なセクター内の全てのレベルにおける女性の参画促進を含む、社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラの計画、提供、実施に関する優良事例・政策についての協議。

- 男女間の就業率格差、特定の就業分野における性比の偏りが世界的に依然と大きく、とりわけあらゆる分野においてリーダーシップ及び意思決定における女性の参画率が低い。
- 「社会保護、公共サービス及び持続可能なインフラストラクチャー」への投資は、男女ともに雇用機会の創出につながるとして、政府が取るべき方策や効果的な取り組み事例について、各国代表より自国での経験を踏まえた意見が表明された。
- 以下のような課題が強調された：
 - ① 育児における男女参画、ワークライフバランス推進の重要性
 - ② 社会的脆弱層に対する包摂的な社会保障制度・サービスの推進
 - ③ 基礎的インフラへのアクセスの向上
 - ④ リーダー層における女性比率の向上

16

閣僚級セグメントB 日本の取組についての発表 (3月11日)



1. 男女雇用機会均等法の改正等 (2017年1月の男女雇用機会均等法の改正で、妊娠・出産・育児期の継続就業支援としてマタニティハラスメント防止措置が義務化、介護休業の分割取得等)
2. 子育て世代包括支援センター(2018年4月、1,436か所、さらに全国展開)
3. 保育の受け皿拡大(5年間で約53.5万人に増加)
4. 介護サービスの受け皿拡大(2020年代初までに50万人分)
5. ひとり親家庭への政策支援パッケージ(就業による自立に向けた支援を中心に、子育て・生活支援、学習支援)

17

① 育児における男女参画、ワークライフバランス推進の重要性:

- 育児休業制度や、育児期間中のパートタイム就労制の拡充などが多くの国で図られているものの、女性の育児休業取得率の方が依然として高く、父親の育児参画をさらに推進していくことが課題。
- フィンランド: 世帯課税制でなく、個人課税制にすることにより、女性の就労意識の向上や、どちらか一方に頼る家計体制の是正につながる。個人課税がジェンダー平等に効果的である。
- 女性の復職サポートとして、「Woman rebootプログラム」の取組事例(アイルランド)や、家族や個人に対するジェンダー視点に立ったトレーニングを提供するソーシャルワーカーの拡充の取組事例(フィンランド)。
- 未就学児童を対象とした、プレスクールの整備(バハマ)や、子どもセンター(アンゴラ)の設立により、子どもを持つ女性の就労や、市場へのアクセスを容易にすることにつながる事例の紹介。

18

② 社会的脆弱層に対する包摂的な社会保障制度・サービスの推進

- 国民皆保険制度(UHC)や、無償ヘルスケア制度の取組み事例が多くの国により紹介された。ターゲットについても、女性と女兒だけでなく、障がい者や高齢者、先住民族といった社会的脆弱層を含む「包摂性」が強調。
- 社会的脆弱層やその家族を対象とした就労支援や年金制度の取組み事例が共有され(ラトビア、ジンバブエ)、貧困層における経済的エンパワーメントの重要性が説かれた。
- 妊産婦や新生児～乳幼児を対象とした医療保障制度の充実については、医療保障の側面だけでなく、チャイルドケアセンターや妊産期の包括的なサポートセンターの設立など、精神面のケアサポートの重要性についても言及(アンゴラ、日本)。
- ジェンダーに基づく暴力(GBV)に対する方策については、国家政策計画や法律に基づいて、被害者のためのシェルターハウスの建設や、リハビリプログラムの策定などを行う取組が示された(ギリシャ、アンゴラ)。

19

③ 基礎的インフラへのアクセスの向上

- 社会的脆弱層に対する水、電気といった基礎的インフラへのアクセス向上(パレスチナ、ナイジェリア)。
- 学校施設における水や電気などの基礎的インフラ設備の拡充が、女児の就学率向上にとって重要(バングラデシュ)。
- リモートで職場や市場にアクセスできるようになることは、女性の就労やワークライフバランスの向上につながる。ICT関連のインフラ整備を図る(エストニア、バングラデシュ)。
- STEM分野における女性研究者及び、関連分野における女性就労率の向上についても、雇用及び、インフラ技術の革新におけるジェンダー平等化につながるとしてその重要性が言及され、リサーチプログラムの支援や、女性研究者のネットワーキング支援などの取組み(ラトビア、アイルランド、オーストリア、リトアニア)や、「Nigeria for Women」プログラムの取組み(ナイジェリア)が報告された。

20

④ リーダー層における女性比率の向上

- 公的セクター、民間セクターを問わず、あらゆる分野における女性の参画の向上、とりわけリーダーシップや意思決定のレベルにおける女性の参画が、ジェンダー平等な政策の実施や、女性の就労率の向上につながる。
- 取組み事例としては、クォータ制の導入事例が多く示された。
- 政治における女性の参画の重要性については、クォータ制を導入した結果、(上級)官僚や政治家に占める女性比率が向上したとして、ドイツ、バングラデシュ、東ティモールがその有効性について言及。
- ジンバブエからは土地へのアクセス権に対するクォータ制を導入した結果、女性の土地へのアクセス権の所有率が向上した事例が報告。クォータ制が女性のエンパワーメントに効果的である。
- 民間セクターにおける女性マネジメント層拡大や、女性起業家の支援が、生産性の向上や経済成長の鍵であるとして、繰り返し強調され、多くの国の政策目標に位置付けられていることが共有された。

21

閣僚級セグメント

優先テーマ: ハイレベル・インタラクティブ・ダイアログ

「ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービスへのアクセス、持続可能なインフラのための連携構築」

主に以下のようなテーマで議論。

- ① ジェンダー平等推進に係る制度と政府機関との連携をどのように行うか？ 公的サービスや持続可能なインフラストラクチャーの整備の実施、モニタリング、評価の実施方法。
- ② ジェンダー平等推進に係る制度と女性団体や市民社会組織との連携・協働のあり方について。
- ③ 政府はこの領域でどのようにリーダーシップを示しているのか。

3名のパネリストの発表の後、全体での議論。

22

<3名のパネリストによる報告>

1) **パチエレ (Michelle Bachelet) 国連人権高等弁務官、前チリ大統領**

社会的保護の分野への予算措置は女性のエンパワメントにつながる。女性に投資することは、ユニバーサルな社会保護の構築につながる。社会的保護の制度整備に予算を注入するだけでなく、予算の配分や執行に政治的意思が働いていることが重要。近年、人権活動家やジャーナリストへの攻撃が顕在化し、NGOの活動領域が狭まっていることに憂慮を示した。

2) **ロビンソン (Mary Robinson) The Elders議長、初代アイルランド女性大統領**

社会保護システムは、7億4千万人にのぼる女性非正規労働者を対象から除外。各国政府は長期的な視野に立った社会政策を策定するべき。気候変動に関するアクションでは、民間セクターや慈善団体とともにあらたなインフラの構築が必要。

3) **アルブレクトセン (Anne-Birgitte Albrechtsen) プランインターナショナル代表**

あらゆる領域でジェンダーを組み込むことが重要。教育カリキュラムは、先進国であつても実業界で働く女性や女性リーダーの写真や挿絵がない教科書が散見される。幼児期からジェンダーの視点に基づいた教育を行うべきで。年齢に関するバイアスも見逃すことができない。(i.e. 母親は成人女性という偏見。現実には十代で母親となる少女も多い。)

23

- ・南アフリカ： 社会的保護制度の構築に関連して、多様なステークホルダーを巻き込みながら分野横断的な取組がおこなわれているが、市民社会組織と政府間の連携は十分ではない。
- ・グアテマラ： 極度の貧困状態にある先住民族の女性の就労支援や経済活動の促進など包括的アプローチを実施。
- ・エストニア： 発足当初、民間女性団体の主導で運営されていた暴カサバイバーの女性たちのためのシェルターに政府の公的資金を注入。
- ・カナダ： 女性のエンパワメントという視点から考えると、就業率の向上こそが最上の社会的保護だととらえている。教育分野での取組みも重視し、STEMを専攻する女子学生増加を目的としたプログラムを実施している。人身取引に対しては市民社会組織、関連機関との連携を強化。

24

ハイレベル インタラクティブ・ダイアログ

「北京宣言と行動綱領」の実施を促進：「北京行動綱領」の25周年の見直しと評価の準備。2020年にCSWで行う予定の「北京宣言と行動綱領」の実施のレビューと評価に向けて、北京宣言と行動綱領の実施を促進するためのステップと施策に焦点をあて、実践の好事例を共有するハイレベルの対話。

- ① 国内でマルチステークホルダーを対象とした、包摂的で参加型のレビュープロセスの好事例は何か？
- ② 「北京+25」のプロセスと「持続可能な開発のための2030アジェンダ」はどのように関連づけられているか？
- ③ 多様なステークホルダーは、「北京+25」のプロセスにどのように貢献しているか？2020年までに「北京宣言と行動綱領」の実施促進に向けてとられる鍵となるアクションは何か？

25

- UN Women事務局長：CSW64は北京行動綱領のレビュー。2020年9月、国連総会で報告予定。同年6月に、グローバルフォーラム(市民社会会合)をフランスとメキシコが共催予定。
- 中国：ジェンダー平等は国家政策の基本。女性に関する法律も雇用分野など100以上。
- アフリカ連合：「アフリカ女性の10年(2010-2020)」の最終年にもあたる。成果を取りまとめる。
- Global Media Monitoring Network：95年からニュースやメディアにおけるジェンダーに関する国際調査を5年毎に実施。
- 人権擁護者に関する国連特別報告者：女性人権擁護者の攻撃(ネット上の中傷や本人・家族への嫌がらせ)について憂慮。女性人権擁護者をこうした攻撃から守る包括的な戦略や、国連のガイドラインの策定が急務。
- NGO Forum for Beijing：国連でのNGOによる発言機会の減少を憂慮。国連改革を求めて活動を展開。

26

IV. レビューテーマ： インタラクティブ・ダイアログ

「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」

各国の行動計画、法整備、女性が働き続けられる環境の整備、ジェンダー統計などの取り組み・優良事例について発表。

イタリア： 2018年、持続的な発展のための国家委員会設立。家族関連政策で女性の継続就業のための保育所の整備。

カタール： 健康、社会保障、雇用市場、教育・研修にかかる各種国家計画。労働市場における25～29歳の女性比率は37%、30～34歳は49%。女性のための法整備を進めている。

フィリピン： 女性のためのマグナカルタ。5%のジェンダー予算。

エジプト： 法改正により女性器切除に対する刑罰を強化。

ブルガリア： ICTの女性専門家は27.7%でEUの平均16%より高い。議会における女性割合は26.25%。

27

- **カーボベルデ**： 1975年独立時には世界最貧国。女性の人権に関わる法制度として、妊娠した女兒が学校に通学できるように法改正。公的機関は児童に対する暴力の通報義務。ジェンダー平等は政策最優先課題。包括的雇用制度など。
- **ホンジュラス**： 2010～22年計画を策定。TIP、刑法改正、フェミサイド、VAWに対する国内緊急対応システム設置、児童婚条項改正、社会的包摂プログラムの実施。ジェンダー予算の増加。Women's City Program を創設。国家女性機構の役割強化、自治体の9割がジェンダー平等計画を策定。
- **パナマ**： クォータ制度や政治的指名制度を導入。選挙制度改革では候補者パリティを導入。女性の経済的自立支援プログラムにより、妻の殺害(femicide)が減少した。
- **サウジアラビア**： SDGsの第5目標の達成に向けて男女間賃金格差の解消、車の運転の解禁、女性人権活動家の保護、国会議員のクォータ制など。

28

インタラクティブ・ダイアログ

テーマ：「アフリカ系の女性と女児」

アフリカにおける歴史やGender Equality推進に向けた取組状況、諸外国におけるアフリカに対する支援等の取組状況について閣僚・有識者等より発表。

以下の5名のパネリストが、アフリカにおいてGender Equalityを推進する際の課題について発表。

- ① Caren Paola Yanez (Civil Engineer, UN-WOMEN)
- ② Dominique Day (American Attorney)
- ③ Phumzile Mlambo-Ngcuka (Executive Director of UN-WOMEN)
- ④ Valdeeir Nascimento (Executive Coordinator of ODARA)
- ⑤ SAMI NEVALA (Human Rights Researcher of European Union Agency)

29

- ・ヌカカUN Women事務局長：女性の地位向上には教育機会の確保が重要。基礎教育のみならず、高等教育、生涯学習の確保も必要。
- ・NGO：アフリカは歴史的に植民地化され、暴力によって支配された経緯があり、Gender Equalityの推進は他の国や地域と比べて特に難しい。CSWでアフリカ系の女性について取り上げることは、世界を変える大きな力になる。
- ・ブラジル：白人の大学進学率はアフリカ系人種の2倍以上。アフリカ系女性の多くが専業主婦。女性の経済的自立、教育、ステレオタイプの変革などが必要。
- ・南アフリカ：黒人は教育、政治等あらゆる場面において攻撃されやすく、比較的貧しい人口が多い。メディアの世界でも差別的扱いを受ける。男女平等のみならず、人種等のあらゆる差別解消に向けてエビデンスに基づく調査に基づく計画策定が必要。

30

優先テーマに係るインタラクティブ専門家パネル

テーマ：「相乗効果の活用と資金調達の確保」

優先テーマの3つの分野の相互関係と相乗効果、女性の能力・権利・収入向上にとっての重要性、どのような取組が必要か。

- Ms. Maritza Rosabal, the Minister of Education and Minister of Family and Social Inclusion of Cabo Verde; 子どものケアを社会政策の中心的取組に位置づけた。ケア産業で働く女性に対する公共サービスと社会保障の充実。
- Dr. Gita Sen, Ramalingaswami Center on Equity and Social Determinants of Health at the Public Health Foundation, India; 国民皆保険は、女性及び社会的脆弱層（貧困、エスニシティ、人種、カースト、年齢、性的志向、移民、難民）のアクセス権を同時に保障しなければ有効ではない。社会保障はリスクに対するレジリエンスを構築する。

31

- Dr. Tara Cookson, Co-Founder and Director of Ladysmith: CCTは条件付きでなくすべき。社会保障は無条件で提供しないと、負の影響が生じる。
- Ms. Nato Kurshitashvili, Gender Specialist with the Transport Global Practice, World Bank: インフラ整備の有無は女性の生計に影響。ヨルダンでは、多くの女性は安全な通勤ができないことを理由に離職。安全な交通手段確保のための費用負担は、女性の方が男性より多い。女性がエンジニアや運転手として活躍する必要がある。
- Dr. Fernando Figueira, Research Fellow, University of British Columbia: 女性が行う無償労働は、政策に認識されず、健康、運輸交通、社会保護サービスへのアクセスが不足。国はユニバーサルな社会保障に投資すべき。

32

V. 合意結論の採択に向けた協議



過去の表現からもっと前進を！
Line Harassmentの問題



33

合意結論に関する争点

- 性と生殖に関する健康と権利(SRHR)
- menstrual hygiene/sanitation,
- the family vs families
- family oriented vs individual-based
- human rights (perspective), full enjoyment of human rights
- women's human rights defenders
- gender-responsive vs women's and girls' needs
- women's multiple roles
- motherhood, fatherhood vs parenthood
- life course vs life cycle
- as nationally appropriate,.....
- monitoring を削除(？)
- conviction of parents: 両親の信仰に基づいた教育

34

合意結論 (Agreed Conclusions) 1/3

女性と少女は、社会保護、公共サービス、持続可能なインフラの受益者かつ利用者であることを鑑み、意見(voice)、エージェンシー、リーダーシップを高めるために、以下のような方策を勧告する。

1. インフォーマル・エコノミーも含め、女性の労働生産性(の向上)を支援するために、社会保護、公共サービス、持続可能なインフラへの投資をおこなう。
2. 社会保護、公共サービス、持続可能なインフラへの女性のアクセスの向上を確実にするために、予算が削減されたり、緊縮財政がおこなわれたり、従来の保護レベルが逆行しないことを保証する。

合意結論(校正前のバージョン、23頁)

[http://www.unwomen.org/-](http://www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/csw/csw63%20ac_adopted_for%20submission.pdf?la=en&vs=852)

[/media/headquarters/attachments/sections/csw/csw63%20ac_adopted_for%20submission.pdf?la=en&vs=852](http://www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/csw/csw63%20ac_adopted_for%20submission.pdf?la=en&vs=852)

35

合意結論 (Agreed Conclusions) 2/3

3. 全ての女性と少女の社会保護、公共サービス、持続可能なインフラへの女性のアクセスを強化するために、障害者条約、ILOソーシャル・プロテクション・フロア勧告202号(2012)を含む、ジェンダー平等に関する多国間条約をさらに前進(強化)させる。
4. 全ての年齢の、社会保障の対象となっていない無償のケア提供者に対して、健康保険と年金を含む社会保護へのアクセスを確実にすることにより、無償のケア・家事労働を認識、削減、再分配する。
5. 負担可能でジェンダー視点に立った、質の高い公共的なケアサービスへの投資を拡大する。
6. 物理的な距離、情報の欠如、意思決定の力、スティグマ、偏見など、女性と少女が公共サービスにアクセスすることへの障害を同定し、削除する。

36

合意結論 (Agreed Conclusions) 3/3

7. 家庭、学校、難民キャンプ、その他の公共の場において、生理(月経)に関する衛生を含め、安全で入手可能な飲料水と衛生が確保できるよう保証する。
8. 男女の異なるニーズを考慮し、運輸政策・計画が持続的、アクセスが容易、妥当な価格、安全、ジェンダー視点に立っていること、及び障がい者や高齢者にも使いやすいようになっていることを確実にする。
9. 社会保護、公共サービス、持続可能なインフラに関連する政策対話と意思決定において、女性と女性団体の全面的かつ平等な参加とリーダーシップを促進する。
10. 蔓延している女性に対する暴力に対して、歴史的・構造的な不平等に起因している不処罰と説明責任の欠如に対し、強く非難する。

37

VI. 閉会式



ネイソン議長



ヌカカUN Women事務局長



アフリカの代表団



コキ副議長(左)

38

閉会式



写真提供： UN Women

39

閉会式

- 合意結論を採択。
- コキ副議長(合意結論のファシリテーター)： 合意結論についての報告。様々な意見の違いがあったが合意が取れたことに満足。代表団に感謝。ただし、サイバーハラスメントを受けたことに言及。
- サウジアラビアとバーレーンは、合意結論に不参加を表明。
- 内容に対して留保点を示した国もあった。またCSWの進め方の改善を求める声もあった。
- サイバーハラスメントについては多くの国が遺憾の意を表した。
- 決議案の採択はなし。

第64回CSW： 議長はアルメニア、副議長はイラク(合意結論ファシリテーター)の予定。

40

サイドイベント（1） 3月13日

“Closing the Gender Gap for New Prosperity”

From inclusion to equity: Labor Equity, Finance Equity, Digital Equity, and Governance

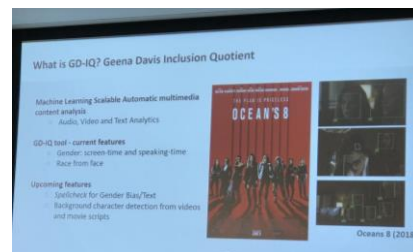
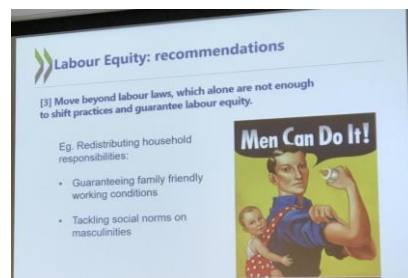
主催： 国連日本政府代表部とWomen 20 Japan 2019

パネリスト:

1. Madeline DiNonno: Green Davis Institute on Gender in Media: “Unpacking Bias in Media”
2. Mekala Krishnan: Mckinsey Global Institute: “The Power of Parity”
3. Bathylle Missika: OECD Development Center: “Discriminatory Laws and Social Norms”
4. Anna Falth: UN Women: “Strategies for Women’s Economic Empowerment”
5. 目黒依子: W20Japan 2019 Steering Committee: “Governance for Gender Equality”

41

サイドイベント（1） 3月13日



42

サイドイベント(2) 3月14日(木)

「女性が自立して生きるための社会的支援」

(Social Inclusion for Women Being Independent)

主催： 国連日本政府代表部とJAWW(日本女性監視機構)、
国連NGO国内女性委員会、国際婦人年連絡会

パネリスト:

- Dr. Catherine Bosshart (Prof. of Fribourg University, Second Vice President, International Federation of Business and Professional Women (Switzerland))
- Ms. Ratikorn Morasethaporn, (JICAタイ人身取引対策)
- 紙谷雅子(学習院大学法学部教授・国際婦人年連絡会)

コーディネーター:

- 布柴靖枝(文教大学人間科学部教授)

43

サイドイベント(2) 3月14日(木)



44

女性の地位向上を考える討論会

3月15日 NHK News Web

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20190315/k10011849121000.html?utm_int=news-international_contents_list-items_018



日本のNGOの代表は、小学4年生の女の子が両親の虐待を受けて死亡した事件を取り上げ、「母親が経済的かつ社会的に独立していれば父親の暴力から娘を守れたかもしれない」と指摘し、夫婦間で女性の側が従属的になることを防ぐため、子育てを支援して女性の自立を助ける体制づくりが必要だと訴えた。

スイスの研究者は、ヨーロッパでは賃金のない家事労働に従事する女性の数が男性の3倍にのぼると説明し、こうした女性のための職業訓練や生涯学習の制度化、そして年金基金の創設を提案。

タイで人身売買された女性を保護している活動家は、教育差別が原因で出稼ぎに出ざるをえない女性が多く被害に遭っている実態を報告し、教育環境の改善を呼びかけた。

討論会に参加した日本の女子大学生は「先進国だけでなく、アフリカ諸国やタイの状況を聞いて、女性の社会的自立に何が障害となっているのかを議論できたのは貴重な機会でした」と話した。

45

女性の自立や政治参加を各国の女性リーダーが訴え

3月13日 NHK News Web

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20190313/k10011846431000.html?utm_int=detail_contents_news-related_002



6か国の女性の大統領や副大統領らが出席

ネパールのバンダリ大統領は貧しい村で生まれたみずからの境遇に触れ、教育や食料、医療など、公共サービスの充実が女性の自立の基礎になると指摘。

南米コロンビアのラミレス副大統領は、すべての都市に女性の権利を擁護するための組織を設け、女性の社会進出を支える体制をつかったことを紹介。

46

日本政府代表团

